

- ・全身状態や口の状況に合ったアドバイスを行う
- ・虫歯の治療や歯石の除去など、自分でできない専門的なケアを行う
- ・口の機能の回復や維持を図る機能的口腔ケアを行う
- ・口腔トラブル予防のための薬剤の紹介やアドバイスを行う
- ・口の健康を維持するためには、そして全身の健康をまるるために、口腔ケア（セルフケアとプロフェッショナルケアの両方）を上手に

が合わない…とか何か口の不安をかかえているけれど、体が思うように動かせず、歯科医院に通えない…

そんな方のために、歯科医師や歯科衛生士などが自宅に訪問して健診を行い、必要な方に訪問歯科診療や口腔ケアを行っています。

何か口のことでの不安に思うことや聞いてみたいことなどがあれば、歯科医師会在宅歯科診療センター（☎525285）または、かかりつけの歯科医院までご連絡ください。

満年齢	生年月日
40歳	昭和54年4月2日～ 昭和55年4月1日 生まれの人
50歳	昭和44年4月2日～ 昭和45年4月1日 生まれの人
60歳	昭和34年4月2日～ 昭和35年4月1日 生まれの人
70歳	昭和24年4月2日～ 昭和25年4月1日 生まれの人

受診できる医療機関（大竹市内）

医療機関名	ところ	申し込
荒田歯科クリニック	西栄1丁目8番19号	52-648
伊東歯科医院	新町1丁目12番13号	52-479
角田歯科医院	本町2丁目9番9号	53-064
川口歯科医院	玖波1丁目5番2号	57-739
神波歯科医院	新町1丁目11番17号	52-324
きらら歯科医院	西栄3丁目17番7号	54-118
これなが歯科医院	晴海1丁目6番10号2階	57-011
谷口歯科クリニック	小方1丁目13番32号	57-745
坪井歯科クリニック	油見2丁目6番7号	52-118
長岡歯科医院	黒川1丁目8番27号	57-643
広中歯科医院	新町1丁目2番11号	53-088
藤井歯科医院	油見3丁目4番3号	53-220
みどり橋歯科医院	立戸1丁目3番10号	52-811
パウムクーヘン歯科クリニック	西栄1丁目13番3号	28-418

- ・器質的口腔ケアとして、適切な歯ブラシや歯間清掃用具を使って、すみずみまできれいにみがき、歯垢を取り除き、虫歯や歯石を予防する
- ・機能的口腔ケアとして、摂食・嚥下（のみ込み）がスマーズに行えるように、口腔体操やマッサージなどで口の機能を維持する
- ・栄養バランスのよい食事をよく噛んで食べる
- ・定期的に歯科検診を受ける
- ・全身状態や口の状況に合つプロフェッショナルケア

自宅を訪問し歯科診療や
口腔ケア

市では、在宅寝たきり高齢者等訪問歯科診療促進事業を行っています。

歯科医療を受けることが困難な在宅寝たきり高齢者や在宅寝たきり障害者に対して、訪問歯科健康診査、口腔ケアを行うことで、口腔の健康回復を図り、より健康な状態を保持することを目的としています。

歯が痛い：とか、入れ歯が合わない：とか何か口の不安をかかえているけれど、

日々の暮らしに取り入

セルフケア

国保通信 1



「全身の健康のために 口を健康にしましょう」

問い合わせ 保健医療課 ☎59-2141

医師会、歯科医師会、薬剤師会の先生方からの、健康よろず話を、3回にわたって紹介します。今回は歯科医師会の片岡恭子さんに伺いました。



▲10月31日、立戸老人クラブ連合会の研修で、「介護予防と口腔ケア」と題した講演をする歯科衛生士の片岡さん。（総合市民会館）

皆さんは口や歯の役割について考えてみたことがあるで
しょうか？

口は何をするところなのか改めて考えてみましょう。

- ・食べる
- ・話すこと
- ・呼吸すること
- ・表情をつくること

このくつの大きな役割があります。私たちが普段何気なくしているこれらのことは、口が健康だからこそできることです。

食べることは栄養の摂取だけでなく、味わう喜びもありますし、嚥むことは体の覚醒をうながし、脳への刺激にもなります。

食べたり語りたりする時に出る唾液は、食べ物を飲み込む手助けだけでなく、消化や殺菌作用も期待できます。

しっかりととした歯と噛みあわせは、体のバランス・平衡感覚を保つことに重要な役割を果たしていますし、口の周りの頬の筋肉や歯は、表情をつくることやコミュニケーション

二ケリシミンを図ることは、重要な役割を果たしていくます。

そして、何よりも食べることは、ストレスの発散にもつながります。それも、口が健康だからこそできることなのです。

口の健康は、全身の健康とも密接な関係があります。歯の一大疾患は、虫歯と

皆さんが歯科を受診する際の理由のほとんどは、この2つではないでしょうか。この歯周病と全身の病気とのかかわりが、近年の研究により明らかになってきています。

以前からいわれていいる糖尿病はもちろんです。このこと、最近耳にする誤嚥性肺炎もそうですし、メタボリックシンドロームとの関係も指摘されています。ほかにも動脈硬化や心筋梗塞、脳梗塞、バージャー病、骨粗しょう症、肥満、早産などにもかかわりがあるといわれています。

口の健康を保ち、さまざまな病気から体を守るために私たちができること：それが、口腔ケアです。つまり口の手入れです。

口腔ケアは、虫歯や歯周病予防のためだけではなく、全身の健康を守るために重要な役割を果たしているのです。

その口腔ケアには、自分で毎日行うセルフケアと、専門家が行うプロフェッショナルケア（専門的口腔ケア）があります。

医療と介護の自己負担額が高額になつたとき—

高齢医療・高齢介護合算制度とは

1年間の医療保険と介護保険の両方の自己負担額を合計して、自己負担限度額（世帯単位）を超えた場合、その超えた金額が支給されます。支給の際は、それぞれの限度額に応じて案分され、保険者ごとに次の区分により支給されます。

- 高額介護合算療養費
- 高額介護合算介護（予防）サービス
- 高額医療合算介護（予防）サービス
- ※ 自己負担額を計算するときの対象期間は毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間です。
令和元年7月31日時点で加入している医療保険者に申請します。
- ※ 対象期間の領収書などで、申請対象となるかを確認し、保健医療課、または令和元年7月31日時点の医療保険者に問い合わせてください。

申請の手続き

自己負担限度額(年額・世帯単位)
同一世帯内の医療保険加入者の自己負担額。
ただし、高額療養費などの支給を受けたものを除きます。

70歳未満の人(年額・平成30年8月～令和元年7月)			70歳以上の人(年額・平成30年8月～令和元年7月)		
区分		自己負担限度額 (年額・世帯単位) 医療保険+介護保険	区分		自己負担限度額 (年額・世帯単位) 医療保険+介護保険
年間所得901万円超	ア	212万円	市県民税課税世帯	現役並み所得者Ⅲ	212万円
年間所得600万円超901万円以下	イ	141万円		現役並み所得者Ⅱ	141万円
年間所得210万円超600万円以下	ウ	67万円		現役並み所得者Ⅰ	67万円
年間所得210万円以下	エ	60万円		一般	56万円
市県民税非課税世帯	オ	34万円	市県民税非課税世帯	低所得者Ⅱ	31万円
				低所得者Ⅰ	19万円

※自己負担限度額の区分は、毎年7月31日現在の医療保障を適用します

例)夫婦ともに75歳で、自己負担限度額区分が一般かつ、1年間で夫が医療保険で28万円、介護保険で17万円を支払い、妻が医療保険で6万円、介護保険で19万円支払った。(合計金額は70万円)⇒年間70万円を支払った後にこの制度に基づく支給の申請をすると、基準額56万円を超えた金額(14万円)をお返しすることにより、最終的な年間の負担は56万円に留まります。

健(検)診項目	対象年齢	自己負担額※4	
		大竹市国民健康保険・後期高齢者医療保険の方	その他の健康保険の方
特定(一般)健診※1	40歳以上	無 料	無 料
大腸がん検診			
胃がん検診			
肺がん結核検診	40歳以上	無 料	300円
肝炎ウイルス検診			1,700円
乳がん検診	40歳以上※3	1,700円	
子宮頸がん検診 ^{けい}	20歳以上※3	900円	

*1 特定(一般)健診:その他の健康保険の方は市が実施している特定健診／一般健診を受診できる場合があります。受診の可否は、加入している健康保険組合などに確認してください。

※2 肝炎ウイルス:過去に受診したことがある方は受診できません。

※3 乳がん・子宮頸がん:昨年度受診した方は受診できません。

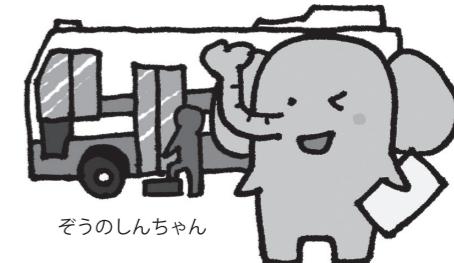
※4 平成30年度市民税非課税世帯の方・生活保護受給者は全て無料です。

まだ間に合います！ 今年度の健(検)診は お済みですか？

問い合わせ 保健医療課 ☎59-2153

令和元年度最後の集団健診を実施します。健(検)診は毎年受けることで、異常が小さいうちに見つけることができます。

まだ受診していない方は、この機会にぜひご利用ください。



ぞうのしんちや

（受付時間）8時30分～10時30分
※待ち時間を少なくするため、30分ごとに受付開始
時間を指定します。

ところ 総合市民会館

申し込み

個別医療機関、または集団健診で受診できます。集団健診の申し込みは1月24日（金）までに健診専用電話へ。

健診専用電話 ☎ 5921555

8時30分から17時まで

（土・日曜日、祝日を除く）

・QRコードからも申し込みできます。

他人のたばこの煙を吸い込む「受動喫煙」によって肺がんや脳卒中などで死亡する人は、国内で年間およそ1万5千人におぼるという推計を国立がん研究センターが出しています。

また、「がんを防ぐための新12か条」では、

第1条 たばこはすわない
第2条 他人のたばこの煙をできるだけ避ける
とあります。受動喫煙をなくすことが、健康維持のため必要となっています。

受動喫煙防止対策が強化されます！

問い合わせ 県健康福祉局がん対策課
(☎ 082-513-3063)

4月1日(水)から、改正後の健康増進法と改正広島県がん対策推進条例が全面施行され、受動喫煙防止対策が一層強化されます。

改正法の全面施行により、多くの施設で、屋内が原則禁煙となります。(経過措置として、4月1日時点で営業している経営規模の小さな飲食店は、喫煙可能室(喫煙しながら飲食可能)の設置が可能となります)

また、改正条例の全面施行により、学校や児童福祉施設などで、屋外喫煙所の設置ができなくなります。

受動喫煙の防止にご協力をよろしくお願いします。

なくそう受動喫煙
4月1日から
原則全面禁煙

問い合わせ
保健医療課 ☎ 59-2153

木庭亜原説 □39-2155

急募
乳幼兒健診
保健師・
看護師募集

問い合わせ

保健医療課 ☎ 59-2140

- 業務
看護師 診療の補助・計測等
保健師 相談業務・計測等の補助
(相談業務経験のある方を募集します)

○給与
看護師 1回4,080円
保健師 1回5,100円

- 勤務
月1～3回程度
12時15分から健診終了まで
詳しくは、保健医療課へ問い合わせてください。